

令和6年度介護サービス情報の公表制度における調査申込について

令和6年度に行われる介護サービス情報公表調査の申込受付を下記のとおり行います。情報公表調査（任意）を希望される事業所におかれましては、情報公表調査の申込みをしてください。

平成30年4月1日より、介護サービス情報の公表制度については、政令指定都市においては、都道府県より政令指定都市の業務に移行しており、名古屋市内に所在する事業所におかれましては、取扱いが変更となっておりますのでご注意ください。



なお、情報公表の報告については、7月下旬～8月上旬にシステムを更新し、令和6年8月31日（土）を報告期限とする予定です。

1 情報公表調査（任意）の対象事業所について

令和4年12月までに指定を受けた事業所で、調査を希望する事業所

2 情報公表調査の希望について

情報公表調査を希望される場合は、下記のとおり、お申込みください。

区分	愛知県内（名古屋市内を除く） に所在する事業所	名古屋市内 に所在する事業所
申込期間	令和6年6月28日（金）まで （通信日付印有効）	令和6年6月28日（金）まで
申込方法	調査（希望）申込書を県ホームページからダウンロードし、申込年月日、事業所名、事業所番号、サービス種別及び金額などを記入のうえ、調査手数料（愛知県収入証紙（収入印紙ではないので注意））を証紙貼付欄に貼付し、下記提出先に郵送で提出してください。 ※愛知県手数料条例第6条により納付された証紙の還付はできません。 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/ko-rei/kaigo-zyouhoukouhyou.html （上記 URL にアクセス後、「3. 公表制度の調査について」>「(3) 任意調査の申し込みについて」から調査（希望）申込書をダウンロードしてください。） 	①調査申込書をインターネット上（NAGOYA かいごネット）からダウンロードし、申込年月日、法人名、事業所名、事業所番号、サービス種別、調査手数料額などを記入のうえ、下記提出先にメールで提出してください。 ②申込み後、名古屋市より手数料の納入通知書が送付されますので、金融機関で払い込んでください。 https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/disclose/tyousa.html 
提出先	〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 愛知県福祉局高齢福祉課 介護保険指導第一グループ（情報公表担当）	メールアドレス： <small>エルジー</small> a2595-05@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp 名古屋市健康福祉局介護保険課（情報公表担当）

※名古屋市内に所在する事業所におかれましては、お間違えのないようご注意ください。

※郵送は必ず簡易書留としてください（名古屋市内に所在する事業所については、メールで提出してください）。

簡易書留の発送控えは連絡があるまで大切に保管してください。

※愛知県、名古屋市ともに調査手数料の変更はありません。手数料額をご確認の上、金額のお間違いのないようご注意ください。

3 情報公表制度における報告対象外のサービス

以下に該当するサービスの事業所は、情報公表制度における報告の対象外となり、“令和4年12月までに指定を受けた事業所”であっても情報公表調査の対象外となりますので、ご注意ください。

○介護予防支援 ○(介護予防)特定施設入居者生活介護(養護老人ホーム：外部サービス利用型のみ) ○地域密着型特定施設入居者生活介護(養護老人ホームのみ) ○(介護予防)居宅療養管理指導 ○(介護予防)短期入所療養介護(診療所のみ)

※みなし指定事業所・病院・診療所における訪問看護、訪問リハ、通所リハ・老人保健施設における短期入所療養介護、通所リハ・介護医療院における短期入所療養介護、通所リハについては、全て指定があったとみなされた日から1年間のみ報告対象外であるため、“令和4年12月までに指定があったとみなされた事業所”は情報公表調査の対象となり、例年どおり調査の申込を行うことが可能です。

4 介護事業所人材育成認証評価事業について

愛知県では平成27年度から、介護サービス情報公表制度における調査を任意で受審している事業所(名古屋市内に所在する事業所を含む。)を対象に、人材育成の取組みが優良な事業所を認証する「愛知県介護事業所人材育成認証評価事業」を実施しています。

認証を受けた事業所に対しては、愛知県から認定証を交付し、ホームページで公表します。

介護事業所人材育成認証評価事業の申請をされる事業所(令和4年12月までに指定を受けた事業所に限る)は、情報公表調査を任意で受審していることが必要となりますので、「2情報公表調査の希望について」のとおり情報公表調査の申し込みを行ってください。

なお、3年以上(3年・5年・10年を予定)連続で認証を受けた事業所は、平成29年度から別に連続認定の認定証を交付しています。

5 問い合わせ先

- (1) 愛知県内(名古屋市内を除く)に所在する事業所
愛知県福祉局高齢福祉課 介護保険指導第一グループ(電話：052-954-6479)
- (2) 名古屋市内に所在する事業所
名古屋市健康福祉局介護保険課(電話：052-972-4628)